

## 第1節 ごみの減量化・資源化の推進

廃棄物対策は、従来の「処理重視型」から「リサイクル型」、さらに一歩進め、廃棄物の総排出量の抑制や、生産・流通・消費などの様々な段階における資源・エネルギーの消費の抑制、また使用済みの物品等については、適正な再使用・再生利用を進める「循環型」への転換が求められています。廃棄物をめぐる問題は、私たちの生活や経済活動と切り離せない問題であり、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を分担し、発生抑制・資源化の取組を進めていきます。

### 1. 北九州市一般廃棄物処理基本計画の推進

#### (1) 計画の概要

北九州市は平成5年に、ごみ処理の基本理念を「処理重視型」から「リサイクル型」に転換し、これまで、かん・びん・ペットボトルの分別収集や家庭ごみ収集の有料指定袋制度の導入、紙パックとトレイの拠点回収など、ごみの減量・リサイクル施策に取り組み、市民の皆さんのご協力のもと、一定の成果をあげてきました。しかし、将来のごみ量は、ますます増加するものと予測され、より一層のごみの減量

#### 理念

基本理念	今後のごみ処理の基本理念を、これまでの「リサイクル型」から「循環型」に発展
期間	平成22年度までの10年計画
目標	年間ごみ処理量49万トン体制をめざす ●発生抑制、再使用による5%減量 ●リサイクル率の引き上げ(13%→25%)

#### 計画の目標

##### ★年間ごみ処理量49万トン体制の維持

市内で発生するごみ量を過去3年間の傾向で予測すると、平成22年度には全体で68万6千トンになると予測されます。これを発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の取組により5%の減量、さらに再資源化(リサイクル)率を11年度の13%から25%に引き上げる取組によって、年間のごみ処理量49万トン体制をめざします。

##### ◆基本計画の推進によるごみ量 (単位:千トン)

	平成11年度	平成22年度	
		現行のまま推移	基本計画の推進
ごみ処理量	497	594	489
一般ごみ	306	333	303
粗大ごみ	6	7	7
その他	7	7	7
自己搬入	178	247	172
資源化量(リサイクル率)	75(13%)	92(13%)	163(25%)
発生抑制量	0	0	34
計	572	686	686

化、資源化の取組が必要です。

そこで、北九州市のごみ処理の基本理念について、これまでの「リサイクル型」を一歩進め、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)のいわゆる「3R」を基本に、再生品の需要拡大(グリーン購入)に至るまで総合的な取組を図る「循環型」に発展させるため、平成13年2月に、「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

#### 基本方針

- ①循環システムの構築**  
発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)から、グリーン購入に至るまでの総合的な施策の展開
- ②事業系ごみ対策の強化**  
排出事業者処理責任を明確にしたうえで、事業系一般廃棄物の資源化、減量化の徹底
- ③ごみ処理の広域連携**  
ごみ処理の効率化、適正化のための広域連携の取組
- ④適正処理の確保**  
ごみの適正処理を確保するための施設整備及び不法投棄対策の推進
- ⑤ごみ処理事業の効率化と市民サービスの向上**  
ごみ処理事業の効率化とコスト削減の継続的な取組及び市民サービスの向上
- ⑥環境教育の充実**  
循環型社会の形成や環境保全など、環境政策実現のために有効な環境教育の充実
- ⑦まち美化対策の強化**  
まち美化活動の拡大と快適な生活環境づくりの推進
- ⑧循環型社会のモデル都市づくり**  
エコタウン事業や環境国際協力など、先進的な取組のさらなる充実と情報発信の強化

#### (2) 具体的施策の実施

##### ア. 北九州市ごみ処理のあり方検討委員会の提言

市民、事業者、行政等の関係者による「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」において、北九州市一般廃棄物処理基本計画に掲げられる重点課題である「事業系ごみ対策の強化」、「家庭系ごみの循環型システム構築等」の具体的推進方策について、公開の場で検討を重ね、平成15年7月、ごみの排出者としての「責任の自覚と実行」、「経済的手法による誘導策の活用と公平性の確保」、「各主体が連携した取組体制の確立とエコタウン事業の戦略的活用」を基本方針とした提言がなされました。

##### イ. 事業系ごみ対策の強化について

市が処理する一般廃棄物約51万4千トン(平成15年度)に対し、約25万トン(49%)を事業系ごみが占め、市の焼却工場への自己搬入ごみが、平成5年度の約12万1千トンから平成15年度の約19万7千トンへ1.5倍以上に増加しました。

このような状況の中で、北九州市ごみ処理のあり方検討委員会から、「自己処理責任の原則」に立ち返り現状を全体的に見直す必要があるとの提言を受け、平成16年10月から事業系ごみについて以下の対策を実施しました。

○目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者の自己処理責任の徹底</li> <li>事業系ごみの資源化・減量化の推進</li> <li>ごみ処理経費の削減</li> </ul>
○実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみの市収集の原則廃止</li> <li>自己搬入ごみの処理手数料の改定(700円/100kg⇒100円/10kg)</li> <li>リサイクル可能な古紙、廃木材の市施設への受け入れ廃止</li> <li>かんびん資源化センターへの自己搬入の廃止</li> </ul>

##### ウ. 「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に定める資源化・減量化計画策定事業所の拡大(平成19年4月)

条例では、事業者の責務として廃棄物の減量、発生抑制、適正包装の推進が掲げられており、一定の延べ床面積以上の大規模事業者や、一定排出量以上の大量排出事業者には、「廃棄物管理責任者の選任」や「再使用又は再利用に関する計画書の提出」などが義務付けられています。

平成16年10月事業系ごみ対策後、一定の減量効果は、あったものの、自己搬入ごみが増加傾向をしめしつつあったこと(64ページ【本市のごみ量の推移】参照)、家庭ごみ見直しにおいて、市民から事業者への対策を求める声が多数出たことなどから事業者のごみ排出抑制などの指導強化を図るため、上記大規模事業者対象の基準を延べ床

面積3,000m<sup>2</sup>以上に加え、店舗面積500m<sup>2</sup>以上の小売店も対象とし、計画策定事業者の拡大を図りました。

これによって、「再使用又は再利用に関する計画書の提出」などが義務づけられる大規模事業者の対象が、改定前の大型百貨店、大型総合スーパーに加えて、新たに中型スーパー、ホームセンター、家電量販店、車両部品店、紳士服販売店、大型ドラッグストア、ディスカウントストアなどに拡大されました。

##### エ. 家庭系ごみの循環システム構築の取組について

###### (ア)概要

家庭系ごみの減量・資源化に向け、平成5年以降、ごみ処理の基本理念を「処理重視型」から「リサイクル型」へ転換し、分別対象を順次拡充してきました。

その後の地球全体の資源枯渇やエネルギー問題を受け、現在では、発生抑制・再使用・再生利用・グリーン購入に至る総合的な取組を基本とする「循環型」へと基本理念を発展させ、大量リサイクルからの脱却と、資源化物を含むごみの総排出量を抑制する取組を進めています。

###### (イ)家庭系ごみを取り巻く状況と本市の取組内容 (●:本市, ○:国など)

- 平成4年
  - 生ごみコンポスト容器助成制度の開始 [6月]。
- 平成5年
  - かんびん分別収集の開始 [7月]。
- 平成6年
  - 粗大ごみ有料戸別収集の開始 [4月]。
  - 古紙集団資源回収奨励金制度の開始 [5月]。
- 平成9年
  - 容器包装リサイクル法の一部施行 [4月]。
  - 古紙回収用保管庫貸与制度の創設 [4月]。
  - ペットボトル分別収集の開始 [11月]。
- 平成10年
  - 政令市で初めて、家庭ごみの有料指定袋制導入 [7月]。
  - ごみ量が約6% (約2万トン) 減少し、一定の効果を持続。
- 平成12年
  - 容器包装リサイクル法の完全施行 [4月]
  - 紙パックトレイ・白トレイ拠点回収の開始 [7月]
- 平成13年
  - 「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定 [2月]。
  - ごみ処理の基本理念を「循環型」とすることを明記。
  - 家電リサイクル法の施行 [4月]。
- 平成14年
  - 蛍光管・色トレイ拠点回収の開始 [7月]。



平成 15 年

- 国が定めた「循環型社会形成推進基本計画」で、国民 1 人 1 日あたりごみ 20%減量の目標が掲げられる [3 月]。
- 「北九州市ごみ処理のあり方検討委員会」から、家庭ごみ処理手数料の見直しとプラスチック製容器包装の分別が必要との提言を受ける [7 月]。

平成 16 年

- 集団資源回収の充実・拡充の先行実施 [7 月]。

平成 17 年

- 中央環境審議会の意見具申において、一般廃棄物処理の有料化推進と減量効果が得られるような料金設定の必要性が出される [2 月]。
- 国が定めた「廃棄物処理法に定める基本方針」に、一般廃棄物処理の有料化推進が明記される [5 月]。

平成 18 年

- 「家庭ごみ収集制度の見直し」実施。家庭ごみ手数料の改定、資源化有料指定袋の導入、プラスチック製容器包装分別収集の開始、小物金属拠点回収の開始 [7 月]。
- 全市共通ノーレジ袋ポイント事業開始 [12 月]。

平成 19 年

- PFI 方式により施設整備を進めていた「北九州市プラスチック資源化センター」が稼働 [4 月]。
- 国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されたことを受け、環境省が「一般廃棄物有料化の手引き」を策定 [6 月]。

平成 21 年

- 家電リサイクル法の対象商品目に「液晶式・プラズマ式テレビ」「衣類乾燥機」が追加 [4 月]。

(ウ)今後の対応について

家庭ごみの中には、いまだに分別されずに捨てられる古紙やかんびんなどの資源化物が少なくありません。古紙回収への重点的な取組を進めるほか、分別マナーの徹底を市民に呼びかけるなど啓発・PR を引き続き行い、一層のごみ減量・リサイクルを推進することで、清潔で快適な生活環境の維持・向上と、循環型社会の形成に向け取り組んでまいります。

家庭ごみ収集制度見直しについて

ア. 概要

平成 10 年 7 月の家庭ごみ有料指定袋の導入以降、一定のごみ減量効果が持続していましたが、より一層のごみ減量・リサイクルに取り組むことで、次世代を担う子供たちによりよい環境を残すため、「分別・リサイクルの仕組みの充実」と

「手数料の見直しによる減量意識の向上」という 2 つの施策をセットに、「家庭ごみ収集制度の見直し」を実施しました。

イ. 視点

- 資源の枯渇や地球環境問題を視野に入れた、ごみの資源化・減量化の一層の促進
- ごみを多く出す人と減量に取り組んでいる人との負担の公平性の確保
- ごみの排出者としての一定の責任の分担
- ごみ処理やリサイクルに毎年多額のコストがかかっていること

エ. 実施時期 平成 18 年 7 月

ウ. 目標と実績 (平成 19 年度)

- 市民 1 人 1 日あたりのごみ量を 20%削減 (平成 15 年度対比)  
平成 19 年度 536 グラム  
※平成 15 年度 705 グラムに対し約 24%の減量
- 市全体のリサイクル率を 25%以上に  
平成 19 年度 30% ※平成 15 年度 15%

オ. 具体的な方策

- リサイクル・分別の仕組み充実
  - ・かん、びん、ペットボトルの収集方法の変更。
  - ・プラスチック製容器包装の分別収集の開始。
  - ・小物金属の拠点回収の開始。
  - ・古紙集団資源回収の促進。
- 手数料の見直しに伴うごみ減量への取組

家庭ごみの処理手数料の見直し

- ・見直し後の処理手数料

袋の種類	料金(1袋)
大袋(45リットル)	50円
中袋(30リットル)	33円
小袋(20リットル)	22円
特小袋(10リットル)	11円

※特小袋は、平成 19 年 2 月から

- ・(参考)見直し前の処理手数料

袋の種類	料金(1袋)
大袋(45リットル)	15円
小袋(30リットル)	12円
特小袋(20リットル)	8円

資源化物について有料指定袋制を導入

袋の種類	料金(1袋)
かん・びん	12円
ペットボトル	12円
プラスチック製容器包装用(大袋:45リットル)	20円
プラスチック製容器包装用(小袋:25リットル)	12円

※プラスチック製容器包装用大袋は、平成 19 年 2 月から

カ. 市民への情報公開・協働・支援など

- 環境局職員による「市民説明会」の実施。  
1,376 回 (約 46,300 人参加)
- 「ごみ出しマナーアップ運動」参加職員による市民分別協力員への説明。  
1,500 回以上
- 町内会等への市民啓発用ビデオの配布。  
4,500 本
- その他、専用ホームページの開設、市広報、環境情報誌への特集記事の掲載、ポスターやチラシの掲示、テレビ・ラジオ・新聞・収集車・公共交通機関等、多様な媒体により、新制度の啓発と周知を実施。
- 「お試し袋・分別大事典セット」の全戸配布 (無料)。
- ごみの出し方の早朝指導を市民と市職員の協働で行う「ごみ出しマナーアップ運動」を実施。(新制度開始後 2 週間)  
参加人数 約 13,200 人 (のべ約 10 万人)
- 「防鳥ネット」と「簡易集積容器」の無料配布。
- 紙おむつ使用者に対する指定袋の無料配布。(特例措置)
- 市民、学識経験者、事業者、環境 NPO などからなる「北九州市家庭ごみの減量・リサイクル フォローアップ委員会」を設置。ごみ減量・リサイクルの成果や課題を継続的に検証し、今後の具体的な施策につなげるための体制を整えた。

オ. レジ袋削減への取組

ごみの発生抑制 (リデュース) を促進するため、消費行動の段階からごみの減量化を目的に、平成 18 年 12 月から、全市共通ノーレジ袋ポイント事業「カンパスシール」を開始しました。(→詳細は 15 ~ 16 ページ)

カ. 再使用 (リユース) の促進

【リサイクルプラザ】

引越ごみや粗大ごみとして出された家具や自転車などを補修、展示、販売し、3R (リデュース、リユース、リサイクル) についての啓発を行う施設。

○日明リサイクルプラザ (平成 6 年 5 月開設)

取扱品: 家具、自転車

○本城リサイクルプラザ (平成 9 年 4 月開設)

取扱品: 家具、自転車、図書、CD など

開館時間 / 9 時 30 分 ~ 17 時

休館日 / 月曜日 (月曜日が祝日にあたる場合はその翌日)、  
年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)



【エコライフプラザ】(平成 14 年 11 月開設) ※再掲(P21)

資源循環型ライフスタイルの啓発、環境にやさしい消費者 (グリーンコンシューマー) の育成拠点。

エコ商品の展示・販売、リユース品 (ベビー、子ども用品) の販売、日常生活で参考にできる環境情報の提供、環境講座の開催など。

開館時間 / 10 時 ~ 20 時 (※平成 21 年 9 月より「19 時まで」に変更)

休館日 / 年末年始、臨時休館あり



【環境ミュージアム内リユースコーナー】(平成 14 年 4 月)

子ども服、紳士・婦人服の無料交換。図書・CD の持込み受付  
開館時間 / 9 時 ~ 19 時 (土曜日、日曜日、祝日は 17 時まで)  
休館日 / 月曜日、1 月 1 日

キ. グリーン購入の推進

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。

国等による環境物品等の調達法の推進等に関する法律 (平成 13 年 4 月施行) により、国の機関はグリーン購入が義務付けられていますが、自治体は努力義務にとどまっています。

循環型社会のモデル都市を目指す本市は、市民・事業者に率先し、積極的に市役所内でのグリーン購入に取り組むため、平成 13 年 10 月に「北九州市環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (北九州市グリーン購入基本方針)」を策定・施行しています。全部局の積極的な取組のもと、例年おおむね 100% の達成率で推移しています。

なお、県内の自治体及び事業者で構成する「九州グリーン購入ネットワーク」等の活動を通じて、市民へのグリーン購入の普及促進、環境に優しい商品やサービスを提供する事業者の活動を図っていきます。



◆平成 20 年度 環境物品調達達成率

分野	達成率	分野	達成率
紙類 (コピー用紙を除く)	97.8% (96.5%)	消火器	99.4% (100%)
文具類	99.4% (99.6%)	被服	97.4% (94.4%)
事務機器類	100.0% (99.9%)	インテリア・寝装	99.8% (99.9%)
OA 機器	99.4% (99.9%)	その他繊維製品	98.7% (99.8%)
家電製品	98.8% (99.4%)	設備	調達案件なし (100%)
照明	97.4% (98.7%)	役務(印刷)	---
自動車	95.9% (88.4%)	合計	99.2% (99.2%)

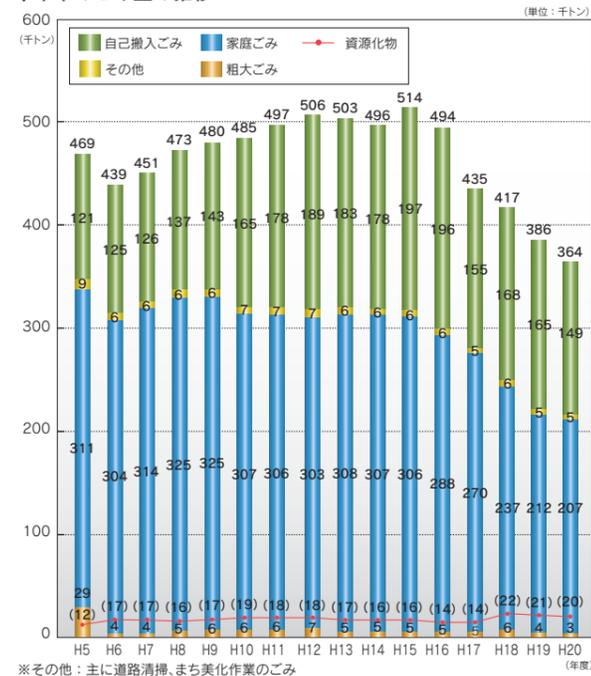
※( )内は平成19年度実績  
 ※役務(印刷)については集計を行わなかった。

(3) ごみ量の推移

市内の家庭及び事業所から出されるごみのうち、市が処理しているものは下のグラフのとおりです。

平成 16 年 10 月の「事業系ごみ対策」、平成 18 年 7 月の「家庭系ごみ収集制度の見直し」などを実施した結果、ごみ量は、平成 15 年度の 51 万 4 千トンから平成 20 年度には、36 万 4 千トンと約 15 万トン減少しました。

◆本市のごみ量の推移



2. ごみ処理の現況

(1) 概況

ごみ処理事業は、処理計画に従って、生ごみや紙くずなどの家庭ごみ、資源化物(かん・びん・ペットボトル・紙パック・トレイ・蛍光管・プラスチック製容器包装・小物金属)、粗大ごみの計画収集及び不法投棄物、側溝清掃のごみ、刈草などの随時収集、生活環境の保全とまち美化の目的で実施する道路・歩道・河川・海浜などの清掃業務を行っています。

また、収集したごみのうち、家庭ごみはすべて焼却処理、粗大ごみは破碎処理の後、焼却処理、資源化物は選別処理の後、リサイクルしています。

また、中小企業等の一部の産業廃棄物についても、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理を行っています。

さらに、廃棄物の適正処理を推進する一方で、環境保全と資源保護のためにごみの減量化・資源化にも取り組んでいます。

今後とも資源循環型社会の形成に向け、一層のごみの減量化・資源化を推進するとともに、清潔で快適な生活環境の維持・向上に努めます。

(2) 収集

ア. 家庭ごみ

○主に家庭から排出される生ごみや紙くずなどを、有料指定袋を使用して回収しています。

○平成 10 年 7 月に、有料指定袋制度を導入しました。  
 ○平成 18 年 7 月に、有料指定袋の料金を変更しました。

※ 1 袋あたりの料金

- ・大 (45 ℓ) 50 円/枚
- ・中 (30 ℓ) 33 円/枚
- ・小 (20 ℓ) 22 円/枚
- ・特小 (10 ℓ) 11 円/枚
- ・収集回数 週 2 回

[家庭ごみの収集量]

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収集量(t)	306,216	287,735	270,441	237,393	211,742	207,343

イ. 自己搬入

○市の処理施設に、許可業者又は排出者自らが搬入するごみです。

○平成 16 年 10 月に事業系ごみ対策を実施しました。(市による収集の原則廃止、搬入手数料の改定、リサイクル可能な古紙及び廃木材の市施設への受入制限、かんびん資源化センターへの自己搬入廃止)

[自己搬入量]

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
搬入量(t)	196,734	195,961	154,555	167,818	164,682	148,622

ウ. 粗大ごみ

○収集日の前日までに粗大ごみ受付センターに申し込み、「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券(300～1,000 円)」を購入・添付のうえ自宅前などに排出する、戸別収集を行っています。

○利便性の向上

平成 10 年 4 月から、申込み・収集を町内会単位で行う「粗大ごみ町内会回収」を開始しました。また、平成 15 年 7 月から、粗大ごみを指定場所に持ち出すのが困難な高齢者や障害者の方について、有料の持ち出しサービスを開始しました。

○収集品目の見直し

平成 13 年 4 月から、家電リサイクル法の施行により、法対象家電製品をごみとして排出する場合は、排出者が収集運搬費とリサイクル料金の負担、販売店が引き取り、メーカーがリサイクルすることが義務付けられました。市内の大半の販売店で廃家電の引き取りが実施されていることから、平成 18 年 7 月から家電リサイクル法対象品目の粗大ごみ収集を廃止しました。

家電リサイクル法対象品目：テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

※ 液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機は、平成 21 年 4 月から対象品目に追加されました。

平成 19 年 7 月から、タイヤ・バッテリー・ガスボンベについて販売店等で回収するルートが確立していることから粗大ごみ収集を廃止しました。

・収集方法 戸別収集方式(馬島及び藍島についてはステーション方式)

・収集回数 月 1 回  
 (ただし、引越ごみについては、必要に応じてその都度。また、馬島及び藍島については年 6 回)

[粗大ごみの収集量]

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収集量(t)	5,090	4,655	4,809	5,682	4,303	3,364

エ. その他

○幹線道路や河川敷、広場、街路等の清掃に伴って出たごみの収集を行っています。

○その他に、不法投棄等を収集しています。

・収集回数 必要に応じてその都度

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収集量(t)	6,236	5,627	5,256	5,890	4,569	4,800

オ. 資源化物の分別収集

本市が分別収集、リサイクルに取り組む際の基本的な考え方については次の 3 つの観点を総合的に勘案し、対象品目を順次拡大しています。

- ・市民にとって分かりやすい仕組みであるか。
- ・リサイクルの技術の確立、再生品の需要が確実にあるのか。
- ・コストを含めた効率性はどうか。

なお、分別リサイクルを誰が実施するかについては、行政がすべて実施するのではなく、子ども会や町内会などが行う古紙の集団資源回収などの市民回収や、拡大生産者責任の観点から実施されている事業者回収など、市民や事業者の主体的な取組を積極的に活用し、各主体が各々の責任や取組を分担することで、環境に対する意識の向上や地域コミュニティの醸成、行政コストの削減などにつながるものと考えています。

資源化物の分別収集状況

a. 行政が回収しているもの

- ・かん、びん
- ・ペットボトル
- ・プラスチック製容器包装
- ・紙パック、トレイ
- ・蛍光管
- ・小物金属

b. 市民の自主的な取組への支援

- ・古紙回収  
 町内会、老人会、子供会やまちづくり協議会が行う古紙回収への奨励金の交付などの支援などをとおして、古紙回収の促進に取り組んでいます。(→奨励金制度については 23 ページ)

c. 事業者が取り組むもの

- ・電池
- ・リターナブルびん(一升びん、ビールびんなど)
- ・新聞、ちらし
- ・その他(インクカートリッジなど)

◇かん・びん(有料指定袋ステーション収集方式、週 1 回)

○平成 5 年 7 月から、分別収集を開始しました。  
 ○平成 18 年 7 月から、有料指定袋制度を導入しました。  
 ※ 1 袋(25 ℓ)あたりの料金  
 ・ 12 円/枚

◇ペットボトル(有料指定袋ステーション収集方式、週 1 回)

○平成 9 年 11 月から、分別収集を開始しました。  
 ○平成 18 年 7 月から、有料指定袋制度を導入しました。  
 ※ 1 袋(25 ℓ)あたりの料金  
 ・ 12 円/枚

[かん・びん、ペットボトルの収集量]

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収集量(t)	15,713	13,992	13,259	13,659	12,329	11,541



◇プラスチック製容器包装（有料指定袋ステーション収集方式、週1回）

- 中身を使い切ったり、取り出した時に不要になるプラスチック製の容器や包装です。
- 平成18年7月から、有料指定袋制度による分別収集を行っています。
- ※1袋あたりの料金
  - ・大（45ℓ）20円/枚
  - ・小（25ℓ）12円/枚

年度	H19	H20
収集量(t)	8,406	7,981

◇紙パック・トレイ（拠点回収方式）

- 平成12年7月から、商業施設や市民センター等の公共施設に市が回収ボックスを設置し、分別収集を行っています。（色つきトレイの分別収集は、平成14年7月に開始しました。）

〔紙パック・トレイの収集量〕

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収集量(t)	263	241	263	413	423	409

◇蛍光管（拠点回収方式）

- 平成14年7月から、家電小売店等に市が回収ボックスを設置し、分別収集を行っています。

〔蛍光管の収集量〕

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収集量(t)	55	56	64	83	85	99

◇小物金属（拠点回収方式）

- 家庭から排出される鍋ややかんなど、主に金属からできている物です。
- 平成18年7月から、商業施設や市民センター等の公共施設に市が回収ボックスを設置し、分別収集を行っています。

年	H19	H20
収集量(t)	151	144

◇古紙の集団資源回収

- 町内会、老人会、子供会やまちづくり協議会などが古紙の集団資源回収に取り組んでいます。

〔古紙集団資源回収量〕

年	H15	H16	H17	H18	H19	H20
回収量(t)	18,943	19,549	21,542	27,654	32,835	32,562

(3) 中間処理

中間処理とは、さまざまな手段を用いて、廃棄物の容量、質、形状などを変えて処理しやすくしたり、無害化したりすることです。このため、いろいろな施設・機器などが用いられています。

本市では、焼却処理施設、破砕処理施設及び資源化施設がこの中間処理施設にあたり、それぞれ最も効率的な方法を採用しています。

ア. 焼却

本市の東部に新門司工場、中部には日明工場、西部に皇后崎工場の3つの焼却工場があります。処理能力は合わせて2,130t/日で、市内から排出される可燃性のごみは、すべて焼却処理できる体制になっています。

焼却工場から排出される焼却灰は、それぞれの工場から最終処分場へ搬送し、埋立処分しています。

■処理実績

各工場とも、市内から排出される可燃性の計画収集ごみ、自己搬入ごみ、一部の産業廃棄物などを焼却処理しています。

施設名称	処理能力	平成20年度処理実績	実績比率
新門司工場	720t/日	114,406 t	30%
日明工場	600t/日	104,239 t	27%
皇后崎工場	810t/日	165,109 t	43%
計	2,130t/日	383,754 t	100%

■燃焼管理

各設備の稼働状況・運転データの推移などは安定しており、各工場とも適正な燃焼管理がなされています。焼却灰の熱しやく減量も2.1%と低く、焼却処理が良好に行われたことを示しています。

■維持管理

各工場とも、焼却炉の経常的な損耗劣化の傾向はみられますが、オーバーホール（補修）で対応しています。各工場の設備ごとにみた劣化補修の状況は、ほぼ同じような傾向を示しており、焼却炉本体（レンガ壁、ストーカー）、ボイラー水管、排ガス処理装置などがその主なものです。

イ. 破砕

焼却炉では、電化製品（テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機を除く）、家具などの大型家庭廃品や建築廃材（事業所から出る廃木材においてはリサイクル不可のものに限る）などの粗大ごみをそのまま焼却処理することはできません。そのため、これらを破砕

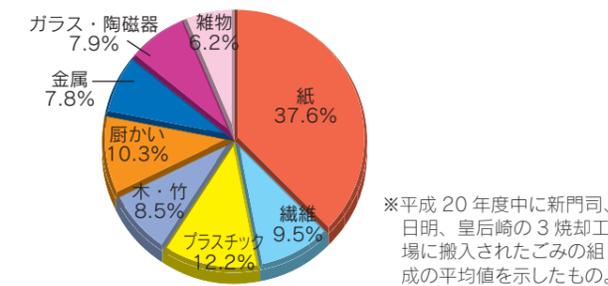
して焼却処理しやすいように前処理します。これを破砕処理といいます。

現在、新門司工場と皇后崎工場には、剪断式の破砕機を設置し、建築廃材などの粗大ごみを処理しています。また、平成4年6月から稼働している日明工場粗大ごみ資源化センターには、回転式の破砕機と剪断式の破砕機を設置し、大型家庭廃品、引越ごみ、建築廃材などを処理し、破砕物は、日明工場内の焼却施設へ搬送して、焼却処理をしています。また、破砕した粗大ごみの中から鉄分を回収し、資源化を進めてきました。平成20年度は1年間で合計1,048tの鉄を回収し、資源化することができました。

平成20年度には、新門司工場、日明工場粗大ごみ資源化センター、皇后崎工場を合わせて34,941tを破砕処理しています。

■平成20年度ごみ組成分析

焼却工場に搬入されるごみの組成は、生活様式や経済情勢などの影響を大きく受け、変化します。ごみの約5割は、紙とプラスチックが占めています。



ウ. 資源化施設

施設名称	事業記録	資源化対象物
資源化センター1 日明かんびん	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成5年7月かんびんの分別収集開始</li> <li>●平成5年7月6日稼働</li> <li>●平成9年11月からペットボトルの受入れを開始</li> <li>●平成6年度より知的障害者の福祉工場として運営 運営先：社会福祉法人「北九州市手をつなぐ育成会」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かん（スチール・アルミ）</li> <li>●びん（白・茶・その他）</li> <li>●ペットボトル</li> </ul>
資源化センター2 本城かんびん	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成9年4月稼働（リサイクルプラザ・リサイクル工房併設）</li> <li>●平成9年11月からペットボトルの受入れを開始</li> <li>●知的障害者の福祉工場として運営 運営先：社会福祉法人「北九州市手をつなぐ育成会」</li> </ul>	
資源化センター3 プラスチック	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成19年4月稼働</li> <li>●PFI事業（日本資源流通㈱）</li> <li>●知的障害者受け入れの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラスチック容器包装</li> </ul>

本市では、ごみの減量化と資源リサイクル推進のために、さまざまな施設の整備を進めています。

(4) 埋立処分

市西部地区の若松区響灘に海面埋立地「響灘西部地区廃棄物処分場」を建設し、平成10年10月から廃棄物の埋立を開始しました。なお、昭和55年2月から埋立を行っていた「響灘廃棄物処分場」は、平成12年8月をもって、廃棄物の搬入を終了しました。

廃棄物は、陸上からも搬入できますが、交通混雑や騒音、排気ガスなどの公害を抑え、輸送の効率化を図るため、小倉北区西港町に海上輸送施設「日明積出基地」を建設し、昭和56年3月から廃棄物の海上輸送を行っています。

処分場で受け入れる廃棄物の種類は、焼却灰・不燃物などの一般廃棄物、建設廃材、そのほか有害でない産業廃棄物です。

次期埋立処分場については、北九州港湾計画（平成3年3月改訂）の中で必要な区画を確保しており、新門司南地区に新たな処分場の建設が予定されています。

(5) 公害防止対策

ごみ処理による大気汚染や水質汚濁などの環境汚染を防止するため、各種の公害防止施設を設置し、適切な運転管理を行っています。

ア. 焼却工場及び最終処分場

焼却工場では、バグフィルターや塩化水素除去装置を設置し、燃焼排ガス中の汚染物質を除去しています。また、適正な燃焼管理を行うことで、汚染物質の排出抑制に努めています。灰冷却污水や洗煙排水などの污水は、凝集沈殿やキレートなどによる処理を行った後、下水道へ放流しています。

最終処分場では、処分場内の水が外海へ浸出するのを防ぐため、護岸の内側に防水シートを敷設し、土砂による腹付工事を施工しています。また、処分場内の余水については、場内に設置している排水処理施設で処理した後、放流しています。

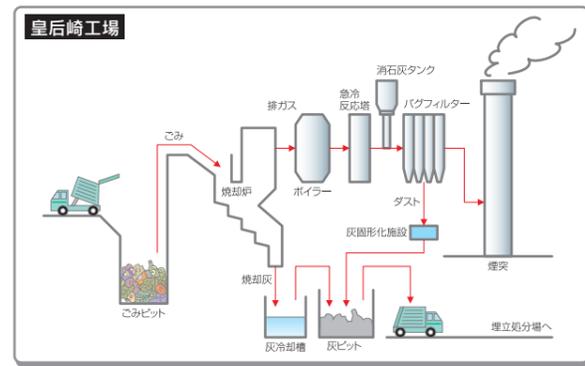
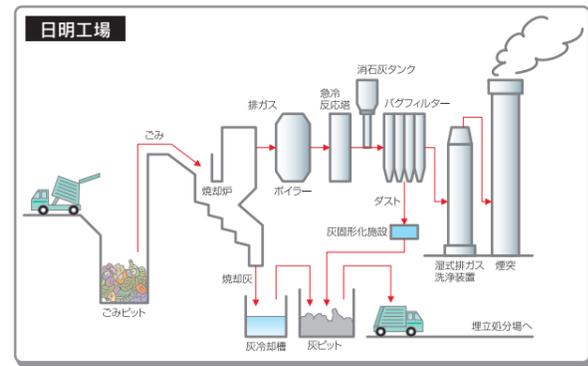
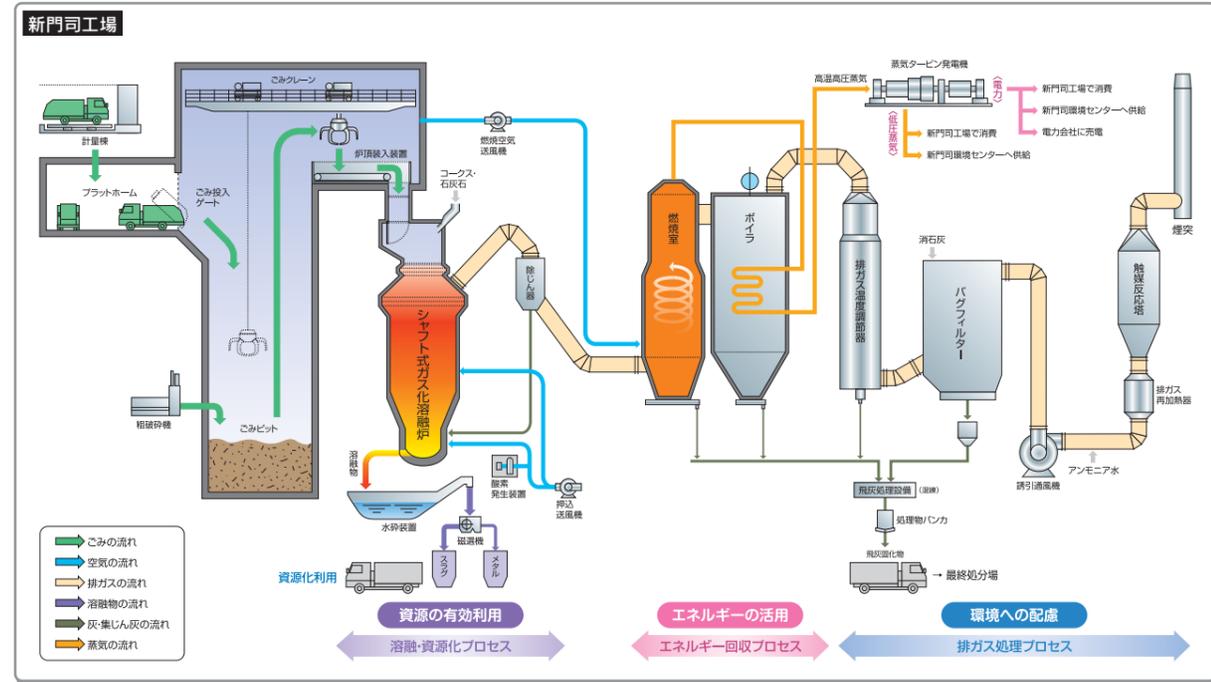
イ. 検査

焼却工場の排ガス・排水、最終処分場の排水などは、定期的に検査を実施し、排出基準値の遵守状況を確認しています。また、最終処分場の周辺海域については、処分場からの排水による影響を把握するため、水質の調査を行っています。さらに、処分場へ搬入される産業廃棄物についても、抜き取り検査を行って不適正な廃棄物の搬入を防止しています。

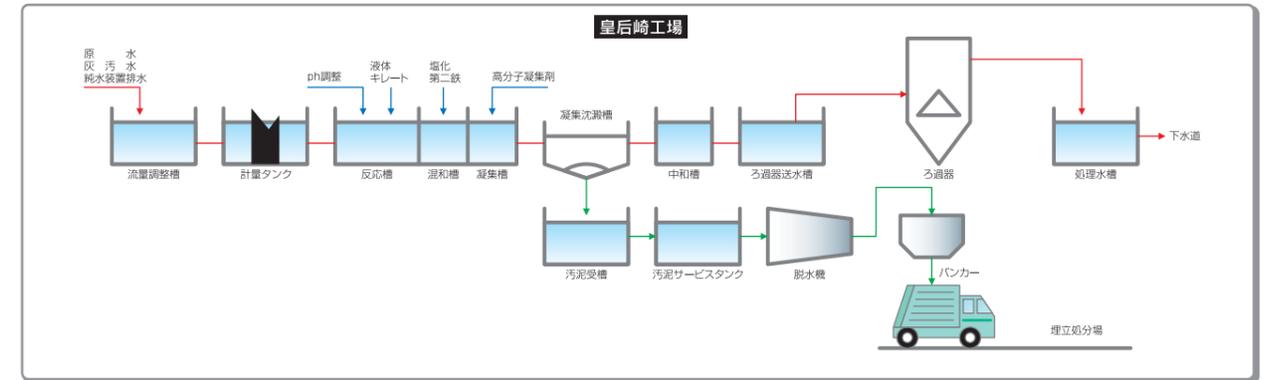
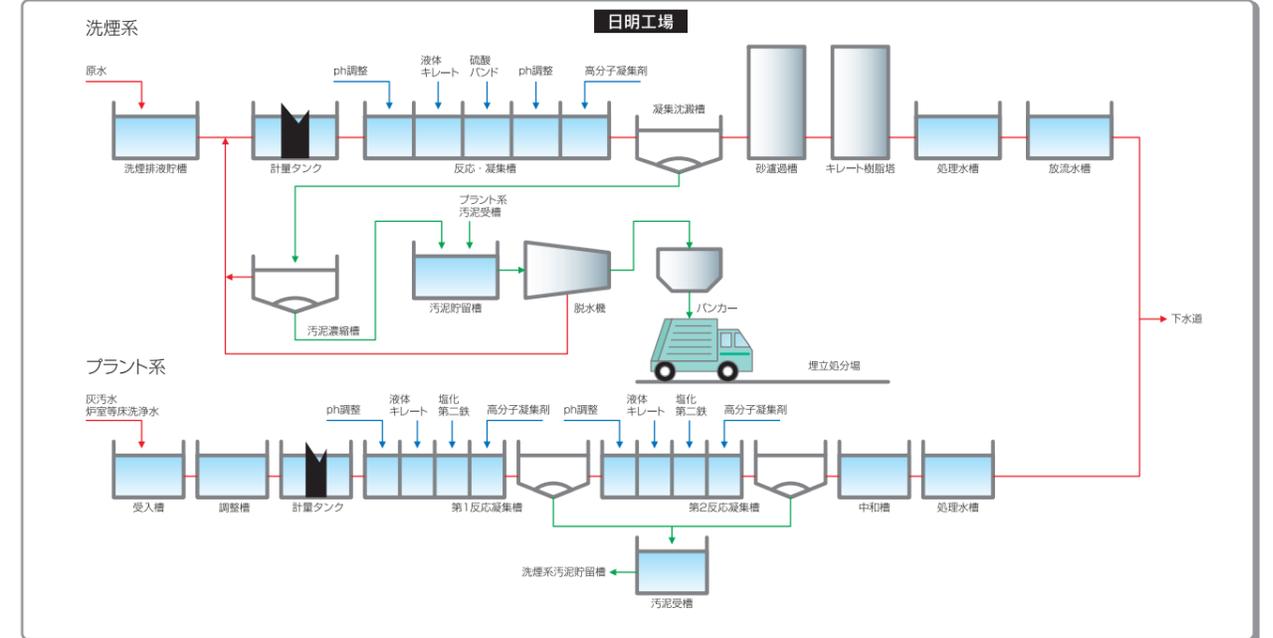


ウ. 焼却工場排ガス・排水処理システムのフロー

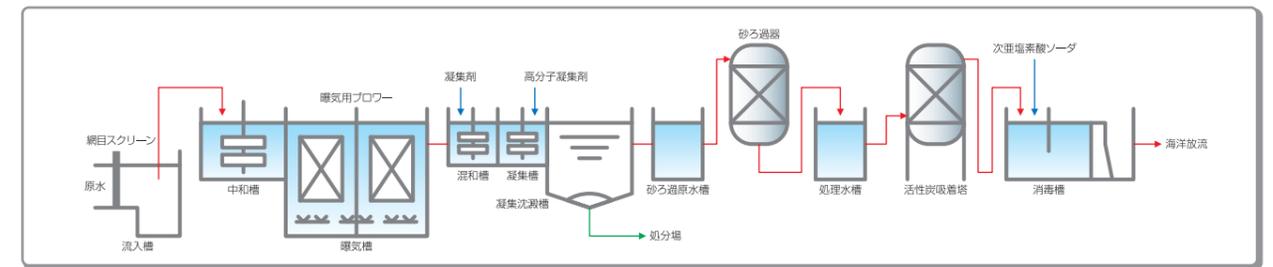
◆ 排ガスフロー



◆ 排水処理フロー



◆ 響灘西地区廃棄物処理場廃水処理フロー



→ 排水  
→ 薬品  
→ 排水処理汚泥

(6) 省エネルギー対策

新門司工場・日明工場・皇后崎工場では、省エネルギー対策として、まず、業務上必要な電力や燃料など消費節減に努めています。さらに、ごみを焼却する際に発生する熱を蒸気エネルギーとして回収し、自家発電や施設の空調設備等に利用しています。余剰エネルギーについては、他の公共施設等に供給しています。なお、余剰電力については他の公共施設へ送電し、さらに余った電力は九州電力㈱に売電し収入を得ています。

◆エネルギー利用状況

施設名称	蒸気利用状況		
	場内利用	他施設供給	
新門司工場	空調・給湯	新門司環境センター（空調・給湯）	
日明工場	空調・給湯	中央卸売市場（空調） 日明浄化センター（汚泥乾燥）	
皇后崎工場	空調・給湯	皇后崎環境センター（給湯） 陣原駅地区（蒸気供給）	

施設名称	自家発電利用状況		
	年間発電量	他施設供給	売電
新門司工場	8,600 万 kWh	新門司環境センター	余った電力は九州電力㈱へ売電
日明工場	2,200 万 kWh	日明浄化センター 日明かんびん資源化センター	
皇后崎工場	8,400 万 kWh	皇后崎環境センター 皇后崎し尿投入所 皇后崎浄化センター	

◆平成 20 年度自家発電効果

	新門司工場	日明工場	皇后崎工場
売電金額	404,000 千円	2,000 千円	347,000 千円
発電による節約金額	345,000 千円	123,000 千円	300,000 千円
計	1,521,000 千円		

(7) し尿処理

ア. 概況

し尿は、おおむね 20 日に 1 回の割合で、計画的に収集します。

市内のし尿収集世帯数は、公共下水道の整備に伴う水洗便所の普及拡大に伴い、年々減少しており、平成 20 年 8 月で約 5,200 世帯となっています。

◆し尿収集世帯の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
門司区	1,798	1,536	1,282	1,164	1,102	982
小倉北区	398	380	347	308	295	270
小倉南区	3,217	2,857	2,475	2,172	2,008	1,781
若松区	1,126	1,011	941	887	829	777
八幡東区	317	330	321	285	274	251
八幡西区	1,287	1,177	1,259	1,110	1,064	1,025
戸畑区	112	104	104	104	100	92
合計	8,255	7,395	6,729	6,030	5,672	5,178

収集されたし尿は、市内 2ヶ所のし尿圧送所（投入所）に運ばれ、そこから、浄化センターに送られ、処理をおこなった後、水質管理を経て海域に放流します。

また、汚水処理の過程で汚泥が生じますが、この汚泥は、処理施設で減容化した後、最終的には焼却処分やセメント原料化処分を行っています。

イ. 市民トイレ

市内の公園、行楽地、市街地などに 565 か所の市民トイレを設置しています。また、利用状況に応じた週 2～7 回の清掃、故障箇所の迅速な修繕、パトロールを行い、いつでも快適な利用ができるよう維持管理をしています。

ウ. 合併処理浄化槽

本市では、水質環境の保全対策として、微生物の働きでし尿と生活雑排水の両方をきれいにし河川などに放流する浄化槽の普及促進を図っており、平成元年 4 月より小型浄化槽の設置に対して補助事業を行っています。また、適正管理の推進のため、保守点検・清掃、法定検査遵守の指導に努めています。

・補助対象

下水道認可区域外で、当面下水道の整備が見込まれない区域に、50 人槽以下の規模の小型浄化槽を設置する場合

・補助金額（平成 21 年度）

入槽	5	6・7	8～50
補助金額	332 千円	414 千円	548 千円

3. ごみ処理経費

平成 19 年度のごみ処理・リサイクルには、年間約 151 億円の経費※1がかかっています。

平成 15 年度※2と比べると、平成 18 年 7 月に実施した「家庭ごみ収集制度見直し」によるごみの減量、リサイクルの促進に伴い、収集体制の見直しや効率化等に取り組んだ結果、総額で約 10 億円の経費を削減しました。※3

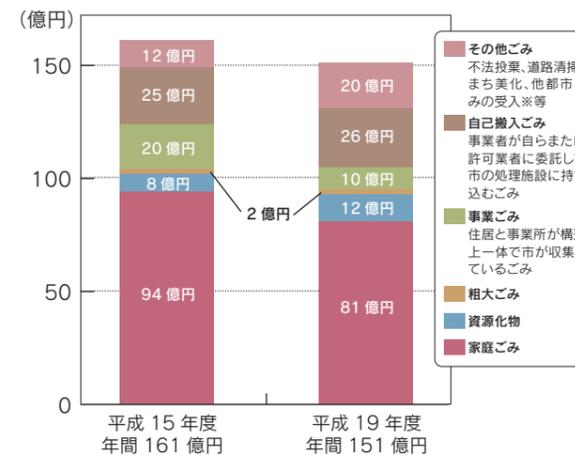
※1 収集運搬、破碎、選別、再資源化、焼却、埋立の処理・リサイクルに要した総経費です。

※2 古紙回収奨励金制度見直し（H16.7 月）や事業系ごみ対策（H16.10 月：住居併設事業所以外の事業所から排出されるごみの市収集廃止）など、先行実施したごみ減量・リサイクル促進施策の影響がない平成 15 年度を比較基準年としています。

※3 新たにプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことに伴い、資源化物のリサイクル経費は約 4 億円増加しましたが、ごみ減量に伴い、家庭ごみの処理経費を約 13 億円削減しました。

◆ごみの種類別経費

ごみの種類別では、一般家庭から出る家庭ごみを処理するために最も多くの経費（ごみ処理・リサイクル経費の約 54%）がかかっています。



※ 他都市ごみの受入

・平成 17 年度から行橋市・みやこ町、平成 19 年度から遠賀・中間 1 市 4 町のごみ処理の受入を行っています。

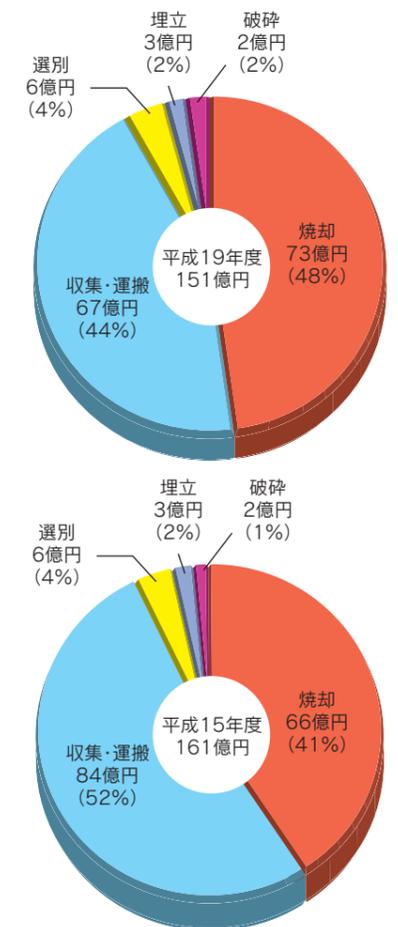
・他都市ごみの受入により、その他ごみの処理経費が増加していますが、本市のごみ処理原価を基本として算定した処理経費を各市町から委託料として徴収しています。

◆家庭ごみの処理経費

家庭ごみの処理経費	平成 15 年度	平成 19 年度	対 15 年度増減
ごみ処理・リサイクル総経費	161 億円	151 億円	▲10 億円
家庭ごみ処理経費 (総経費から見た割合)	94 億円 (約 58%)	81 億円 (約 54%)	▲13 億円
1 日あたりの処理費用	2,600 万円	2,200 万円	▲400 万円
市民一人あたり年間処理費	9,400 円	8,200 円	▲1,200 円
一世帯あたり年間処理費	22,400 円	19,200 円	▲3,200 円

◆ごみの処理別経費

ごみ処理の経費の内訳は、新門司工場の建替えに伴い、平成 19 年度から工場建設費（減価償却費）を計上したことから、焼却にかかる経費が約 73 億円（約 48%）と最も多く、次いで収集運搬に約 67 億円（約 44%）の経費がかかっています。収集運搬経費は、ごみ減量に伴う収集体制の見直しや委託化の推進などにより、平成 15 年度と比較して約 17 億円の経費を削減しました。



4. 北九州市建設リサイクル資材認定制度

(1) 認定制度の開始

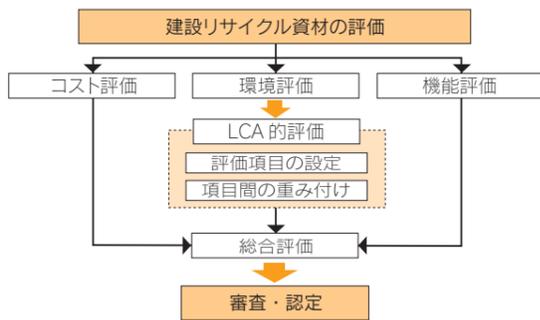
世界の環境首都をめざす北九州市では、建設工事について「北九州市建設リサイクル推進行動計画」を策定し、政令市で初めて「建設リサイクル資材の認定制度」を始めました。

また、平成 18 年には、建設リサイクル資材の利用促進をめざして新たな評価制度を採用するなど改善を図っています。

(2) 新たな評価手法の導入

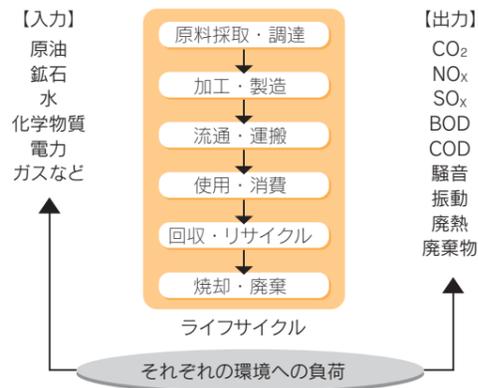
新たな評価制度は、従来の「機能評価」に「環境評価」と「コスト評価」を加え基準を明確化しています。

◆建設リサイクル資材評価検討フロー



LCA (ライフサイクルアセスメント) とは、下図に示すように資材のライフサイクル (原料採取からリサイクル、廃棄に至るまで) の環境負荷を、資源消費量及び排出量について、それぞれ算出し環境への影響を評価する手法です。

◆LCA と環境負荷の概念図



環境評価における「LCA 的評価」とは、この LCA の考え方を参考にして、比較項目を設定、選択することにより点数化する簡易的な評価手法のことです。

(3) 明確な認定基準と優先的使用への取組

「LCA 的評価」の基準は、従来資材を 100 点中 60 点とし、環境負荷を軽減させるための資材を認定する観点から、プラス 5 点の 65 点以上としています。

コスト評価の基準は、本市におけるグリーン購入の取組や工事コストへの影響を考慮して、従来の資材価格のプラス 20%以下の価格としています。

利用促進に関しては、認定資材を優先的に使用する仕組みとして、評価制度の導入に併せ「北九州市認定建設リサイクル資材使用指針」を策定しました。

これは、下図に示すように従来資材と同等な価格の認定資材が自由な競争に行なわれるに足る数に達したとき、認定資材の使用を義務化するものです。

◆優先使用開始イメージ

LCA 的評価	100点	★	★	★
	65点	★	★	★
	60点	従来資材	→	プラス20%以下
				コスト評価

★は認定資材

(4) 資源循環型社会に向けて

平成 20 年度末時点において、建設リサイクル資材として 73 資材を認定していますが、今後、多くの建設リサイクル資材が認定されることを望んでいます。

資源循環型社会を構築するためには、環境に配慮した資材を認定するだけでなく、その利用促進を図ることが重要です。利用促進が、新しいリサイクル資材の開発を促すという「リサイクル資材循環の輪」を進めるものです。

平成 19 年 10 月には、コンクリート二次製品の一部を優先使用資材と指定し、1 年間の経過措置期間を経て平成 20 年 10 月から優先使用を実施しています。

5. 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻・汚泥・廃プラスチック類等の 20 種類のことをいいます。このうち、爆発性・毒性・感染性などにより、人の健康・生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物として定められています。

これらの産業廃棄物は、その排出事業者が自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」という。) に定める基準に従い処理しなければならないものとされており、その処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

近年、アスベスト廃棄物の発生量の増大、最終処分場残余量のひっ迫など、産業廃棄物の処理を取り巻く環境が一段と厳しくなる中、良好な生活環境の維持や循環型社会の構築のため、監視・指導・規制などの強化により、本市の産業廃棄物の適正な処理を推進しています。

(1) 本市の取組

本市では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者への立入検査・不法投棄防止パトロール・不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラ・許可申請時の審査指導など、多面的な取組を積極的に進めています。

ア. 立入検査、報告徴収

廃棄物処理法第 19 条の規定に基づき、排出事業者や処理業者の事業場に対して、計画的に立入検査を実施し、処理基準の遵守などについて指導を行っています。また、多量排出事業者や産業廃棄物処理業者に毎年一回、処理状況の報告を求め、必要に応じて適宜指導しています。

◆産業廃棄物処理業者等に対する指導等実績 (平成 20 年度)

立入検査	巡回※	措置命令
1,354	1,263	0
改善命令	その他文書指導	報告徴収
1	13	2,816

※巡回：廃棄物の保管状況、場内の清掃状況等をパトロールにより監視する立入検査

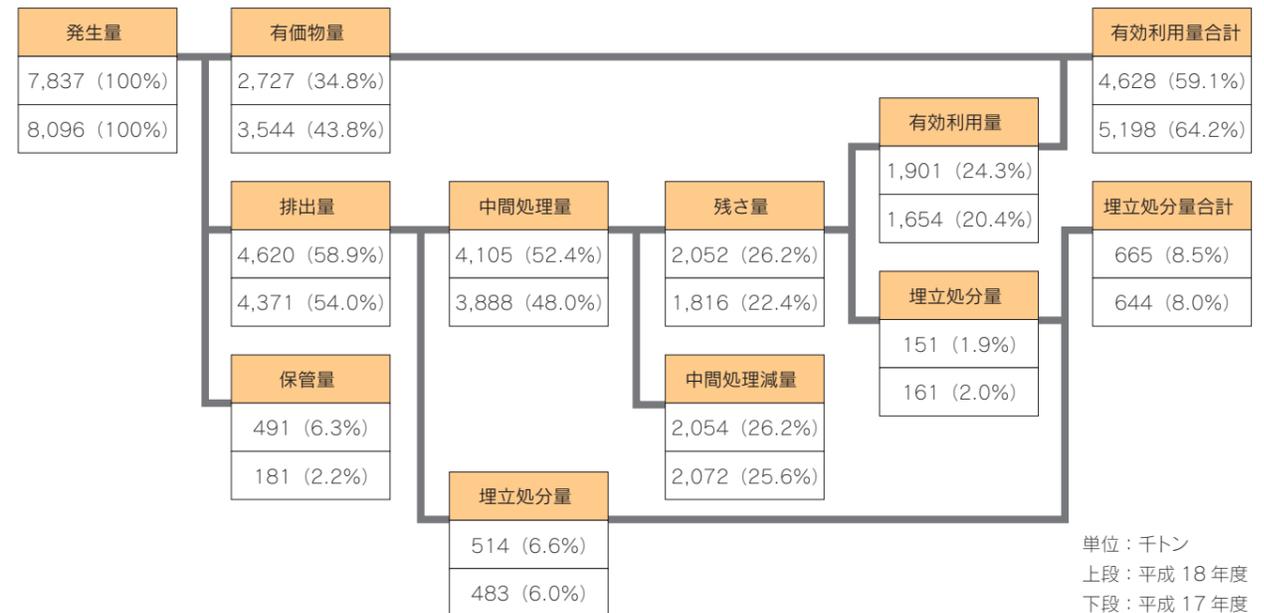
イ. 不法投棄防止パトロール

不法投棄防止パトロールは、廃棄物の不法投棄を防止するために、林道・海岸・土砂処分場など、不法投棄されやすい場所をパトロールカーで巡回監視し、発見した不法投棄物の撤去指導を行っています。パトロールは平日昼間だけでなく、夜間・早朝や土・日祝日にも行っています。また、このパトロールでは苦情の原因ともなる廃棄物の野焼きについても監視・指導を行っています。

◆不法投棄・野焼き等に関する苦情・要案件数 (平成 20 年度)

苦情・要望件数	文書指導
334	14

◆北九州市産業廃棄物の処理フロー





**ウ. 不法投棄等通報員**

廃棄物の適正処理や環境保全に熱意のある市民約 200 名を「不法投棄等通報員」として公募により任命し、散歩や通勤など、日常生活を送る中で発見した廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正処理について、通報を求めています。

**エ. 不法投棄防止監視カメラ**

不法投棄されやすい場所のうち 17 箇所に監視カメラを設置しています。抑止効果を図るとともに、カメラに不法投棄者の画像が撮影された場合は、警察への告発など法に基づき厳正に対処することとしています。

**オ. 許可申請時の審査・指導**

産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設の設置にかかわる許可申請に際しては、許可の要件や技術上の基準への適合状況を審査し、必要な指導を行っています。

**カ. 行政処分**

◆産業廃棄物処理業者数(平成21年3月31日現在)

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	2,522	171	5	2,698

◆特別管理産業廃棄物処理業者数(平成21年3月31日現在)

許可区分	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	計
業者数	552	25	0	577

産業廃棄物処理業者が、廃棄物処理法に違反する行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、許可の取消や事業停止処分とするなどの厳しい処分を行っています。

◆産業廃棄物処理業者に対する行政処分件数(平成20年度)

処分内容	許可取消	不許可	事業停止
件数	12	1	0

**キ. 紛争予防要綱、市外から流入する産業廃棄物対策**

平成3年5月に策定された「北九州市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」によって、産業廃棄物処理施設設置事業者と地元住民との生活環境保全上の紛争を未然に防いでいます。

また、市外から流入する産業廃棄物対策として「北九州市産業廃棄物の広域移動に伴う処理の適正化に関する要綱」を制定し、市外排出事業者からの事前届出により、

産業廃棄物の量・性状を把握するとともに搬入や処分の方法などの指導を行っています。

**ク. 今後の取組**

今後も廃棄物処理法の規定に基づき排出事業者や処理業者に対する立入検査や報告徴収、不法投棄防止パトロール、不法投棄等通報員制度・不法投棄防止監視カメラの活用、環境監視情報システムの活用など様々な取組によって、廃棄物の排出事業者責任の徹底と適正処理を推進し、生活環境の保全に努めていきます。

**(2) 自動車リサイクル法**

**ア. 背景**

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)は、使用済自動車に起因するシュレッダーダスト(自動車の解体残渣)やフロンなどによる環境問題を解決するため平成17年1月から施行されました。

**イ. これまでの取組**

業者からの登録・許可申請時に際して許可の要件や各種基準への適合状況を審査し、また必要に応じて立入検査を行い、監視・指導を行っています。違法行為やその他環境に関する法令違反を犯した場合は、登録・許可の取消などの厳しい処分を行います。

**ウ. 今後の取組**

◆市内業者の登録・許可状況(平成21年3月31日現在)

業区分	引取業者(登録制)	フロン類回収業者(登録制)	解体業者(許可制)	破砕業者(許可制)
業者数	519	93	37	11

今後も、同法に基づき関連業者の登録・許可事務及び立入検査・指導を行い、使用済自動車のリサイクルの適正処理を推進していきます。

**第2節 北九州エコタウン事業の推進**

本市では、100年にわたる「ものづくりの街」として蓄積された技術力、人材及び裾野の広い産業インフラと、公害克服の過程で培った産学官民のネットワークといった特色を活かし、「産業振興施策」と「環境保全施策」を統合した独自の地域政策として「北九州エコタウン事業」に取り組んでいます。

**1. 概要**

〈これまでの経緯〉

- 平成元年～平成4年「響灘開発基本構想」の策定
- 平成6年～平成8年「響灘開発基本計画」の策定
- 平成9年7月10日「北九州エコタウンプラン」の策定、国の承認(第1次変更承認 H14.9.13、第2次変更承認 H16.10.7)

〈これまでの取組と成果〉

- 事業数 26事業(各種リサイクル法に対応したものと及び独自に進出したものを合わせ、わが国最大の事業集積)
- 実証研究数 51研究(終了分を含む)
- 総投資額 約605億円(市67億円、国等117億円、民間421億円)
- 雇用者数 約1300名

◆総合的な展開(北九州方式3点セット)



◆総合環境コンビナート(若松区響灘地区)

各種リサイクル工場等を集積したゼロ・エミッション型コンビナートのモデルとして形成を図っているエリアです。



**ペットボトルリサイクル事業**  
「容器包装リサイクル法」に基づいて、市町村が分別収集するペットボトルをリサイクルし、ポリエステル繊維や卵パック等の原料になる再生PETペレット/フレークを生産。  
■事業主体 西日本ペットボトルリサイクル㈱

**OA機器リサイクル事業**  
使用済みのOA機器(コピー機、ファクシミリ、プリンター、パソコン)を分解し、新たな機器の部品やプラスチック、アルミ、鉄などを回収してリサイクルする。  
■事業主体 ㈱リサイクルテック

**自動車リサイクル事業**  
「自動車リサイクル法」に基づく自動車解体業。自動車メーカーから精緻な解体を委託され、解体後は廃自動車を鉄鋼原料として転炉に投入するなど高度なリサイクルを行う。全部再資源化認定(法第31条認定工場)。  
■事業主体 西日本オートリサイクル㈱

**家電リサイクル事業**  
「家電リサイクル法」に基づき、廃家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)を高度に分解・選別し、鉄、アルミ、銅、プラスチックなどを回収してリサイクルする。  
■事業主体 西日本家電リサイクル㈱